

第3章 生活困難の状況

1. 生活困難度の定義

本報告書では、平成 30 年度に小学 5 年生と中学 2 年生の保護者を対象に行った「世田谷区平成 30 年度子どもの生活実態調査」と同様に、生活困難を抱えている子どもの状況を 3 段階の生活困難度指標（以下、「生活困難度」）を用いて定義する。生活困難度は、東京都より委託を受け、首都大学東京子ども・若者貧困研究センターが対象に行った東京都調査（『平成 28 年度東京都子供の生活実態調査』）にて開発されており、統計的妥当性が確認されている（阿部 2018）¹。

「生活困難度」は、子どもの生活における生活困難を三つの要素から捉えている：（ア）低所得、（イ）家計の逼迫、（ウ）子どもの体験や所有物の欠如。本調査では、東京都調査に倣って、三つの要素のうち、二つ以上該当する世帯を「困窮層」、一つのみ該当する世帯を「周辺層」、どれも該当しない世帯を「一般層」と分類する。また、「生活困難層」は、「困窮層」と「周辺層」を合わせた層とする。

各要素の定義は以下の通りである²：

（ア）低所得

「低所得」は、保護者票から得られる世帯所得（勤労収入、事業収入等＋社会保障給付）を、世帯人数の平方根で割り算した値（＝等価世帯所得）が、厚生労働省「2022（令和 4）年国民生活基礎調査」から算出される基準未満の世帯と定義する。東京都調査と調査年度が異なるため、参照する「国民生活基礎調査」も異なる年度のものを用いている。なお、ここでいう「低所得」は所得の定義の違いなどがあるため、厚生労働省「2022（令和 4）年国民生活基礎調査」にて公表されている子どもの貧困率（11.5%）とは比較はできない。

（イ）家計の逼迫

公共料金、住宅費、食費、衣類費などの逼迫の状況を表す。具体的には、保護者票にて「過去 1 年間に経済的な理由で電話、電気、ガス、水道、家賃などの料金の滞納」があったか、また、過去 1 年間に「家族が必要とする食料が買えなかった経験」「家族が必要とする衣類が買えなかった経験」があったかの 7 つの項目のうち、1 つ以上が該当する場合を「家計の逼迫」と定義する。

（ウ）子どもの体験や所有物の欠如

子ども自身の体験や所有物の欠如といった生活困難を表す。具体的には、保護者票において過去 1 年間に「海水浴に行く」「博物館・科学館・美術館などに行く」「スポーツ観戦や劇場に行く」「キャンプやバーベキューに行く」「遊園地やテーマパークに行く」ことが経済的にできない、または、「毎月おこづかいを渡す」「毎年新しい洋服・靴を買う」「習い事（音楽、スポーツ、習字等）に通わせる」「学習塾に通わせる（または家庭教師に来てもらう）」「お誕生日のお祝いをする」「1 年に 1 回くらい家族旅行に」「クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる」が「経済的にできない」、または、「子どもの年齢に合った本」「子ども用のスポーツ用品・おもちゃ」「子

¹ 阿部彩（2018）「日本版子どもの剥奪指標の開発」首都大学東京 子ども・若者貧困研究センター Discussion paper Series No.1。

² 東京都（2017）『平成 28 年度子供の生活実態調査報告書』。

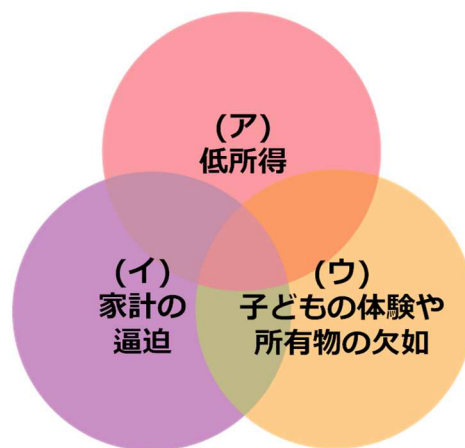
どもが自宅で宿題をすることができる場所」が「経済的理由のために世帯にない」（全 15 項目）である。これらの項目のうち 3 つ以上が該当している場合に、「子どもの体験や所有物の欠如」の状況にあると定義する。

図表 3-1-1 生活困難について

(ア) 低所得	(ウ) 子どもの体験や所有物の欠如
等価世帯所得が「2022(令和 4)年 国民生活基礎調査」から算出される基準未満の世帯 <低所得基準> 世帯所得の中央値(423 万円)÷ √平均世帯人数(2.25 人)×50% = 141.0 万円	子どもの体験や所有物などに関する 15 項目のうち、経済的な理由で、剥奪されている項目が 3 つ以上該当 1 海水浴に行く 2 博物館・科学館・美術館などに行く 3 キャンプやバーベキューに行く 4 スポーツ観戦や劇場に行く 5 遊園地やテーマパークに行く 6 毎月小遣いを渡す 7 毎年新しい洋服・靴を買う 8 習い事（音楽、スポーツ、習字等）に通わせる 9 学習塾に通わせる（又は家庭教師に来てもらう） 10 お誕生日のお祝いをする 11 1 年に 1 回くらい家族旅行に行く 12 クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる 13 子どもの年齢に合った本 14 子ども用のスポーツ用品・おもちゃ 15 子どもが自宅で宿題（勉強）をすることができる場所
(イ) 家計の逼迫	
経済的な理由で、公共料金や家賃を支払えなかった経験、食料・衣服を買えなかった経験などの 7 項目のうち、1 つ以上が該当 1 電話料金が支払えなかった 2 電気料金が支払えなかった 3 ガス料金が支払えなかった 4 水道料金が支払えなかった 5 家賃が支払えなかった 6 家族が必要とする食料が買えなかった 7 家族が必要とする衣類が買えなかった	

◆生活困難層（困窮層・周辺層）、一般層

生活困難層	困窮層 + 周辺層
困窮層	2 つ以上の要素に該当
周辺層	いずれか 1 つの要素に該当
一般層	いずれの要素にも該当しない



2. 世田谷区的生活困難度の分布

(1) 世田谷区的生活困難層

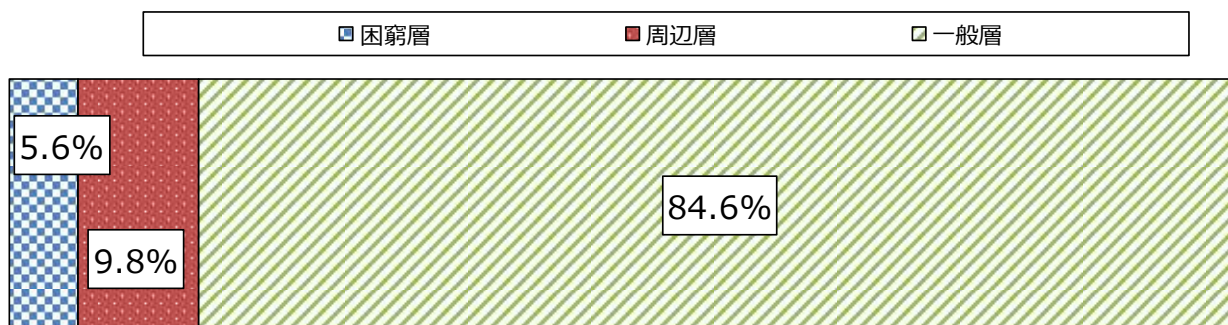
世田谷区における生活困難度の割合を集計した。判別不可を除いた総数の割合で見ると、困窮層は 5.6%、周辺層は 9.8%、一般層は 84.6%となっている。世田谷区において、15.4%の高校生世代が生活困難層に該当する。

図表 3-2-1 生活困難層の割合

	全数に対する割合(%)	判別不可を除いた割合(%)
生活困難層	10.2%	15.4%
困窮層	3.7%	5.6%
周辺層	6.5%	9.8%
一般層	56.5%	84.6%
判別不可	33.2%	

図表 3-2-2 生活困難層の割合

(n=990)



各要素別に見ると、最も該当者が多かったのは子どもの体験や所有物の欠如であり、家計の逼迫、低所得が続く。

図表 3-2-3 各要素の該当者の割合

	判別不可を除いた割合(%)
低所得	4.3%
家計の逼迫	5.5%
子どもの体験や所有物の欠如	11.5%

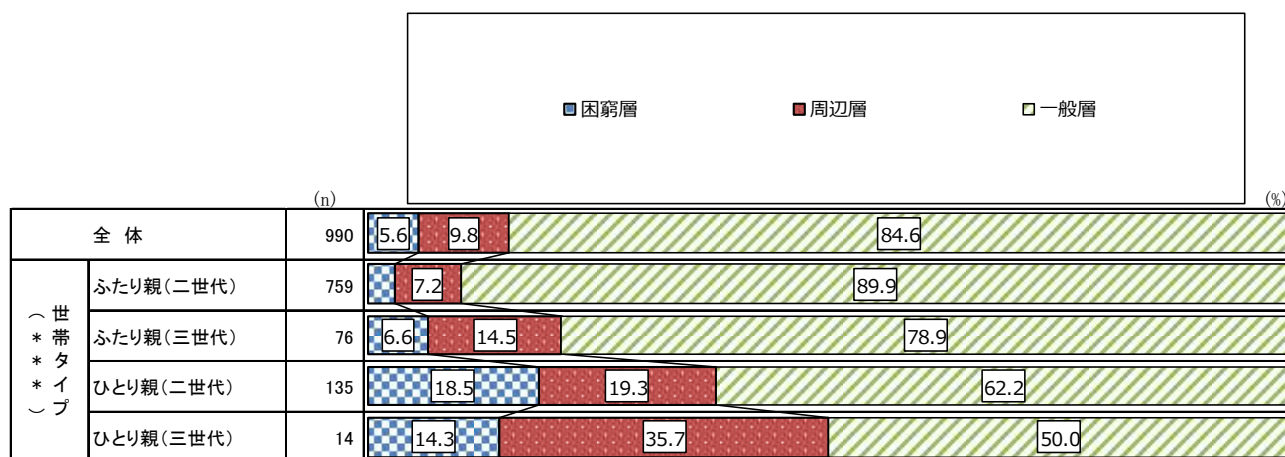
図表 3-2-4 各要素の該当者の割合

困窮層	3 つに該当	低所得＋家計の逼迫＋ 子どもの体験や所有物の欠如	0.3%	5.6%
	2 つに該当	低所得＋家計の逼迫	0.2%	
		低所得＋子どもの体験や所有物の欠如	1.3%	
		家計の逼迫＋子どもの体験や所有物の欠如	3.7%	
周辺層	1 つに該当	低所得のみ	2.4%	9.8%
		家計の逼迫のみ	1.2%	
		子どもの体験や所有物の欠如のみ	6.2%	
困窮層と周辺層の計				15.4%

(2) 世帯タイプ別

次に、世帯タイプ別に生活困難度を見ると、ひとり親（二世帯）世帯においては、困窮層が 18.5%、ひとり親（三世帯）世帯では 14.3%と、ふたり親（二世帯）世帯、ふたり親（三世帯）世帯の 2.9%、6.6%に比べて高い。ひとり親世帯の構成比は、14.6%と、比較的低いと、ひとり親世帯における生活困難層の割合は、ふたり親世帯よりも高い。しかしながら、ひとり親世帯の数が少ないため、生活困難層（困窮層＋周辺層）の子どもの中における構成比を見ると、困窮層では 50.0%がふたり親世帯、周辺層では 68.0%がふたり親世帯に属している。すなわち、生活困難層をターゲットとする施策においては、ひとり親世帯のみを対象とするものでは生活困難層全体にいきわたらないことがわかる。

図表 3-2-5 生活困難層の割合：世帯タイプ別 (***)

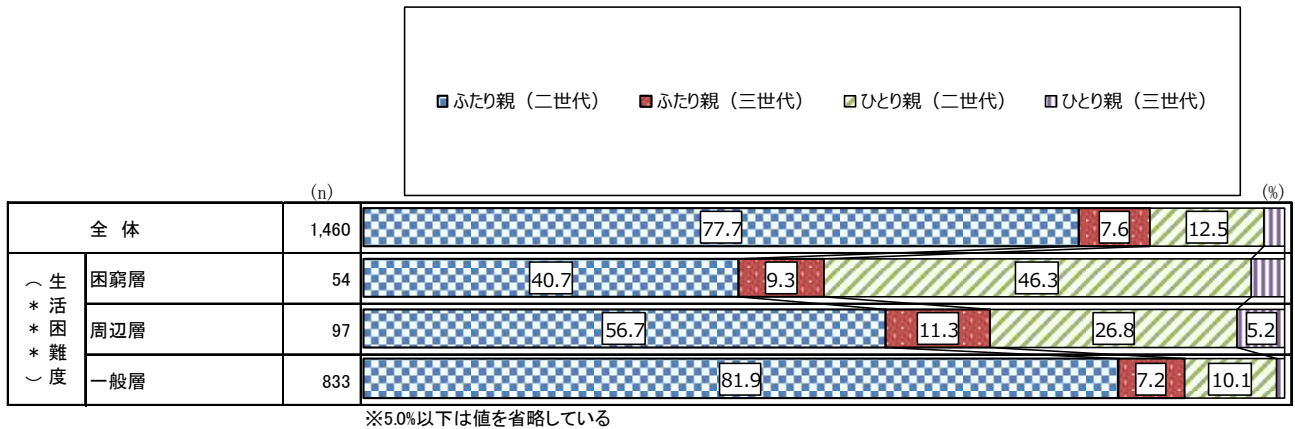


※5.0%以下は値を省略している

図表 3-2-6 生活困難層の割合：世帯タイプ別 (***)

		該 当 数	困 窮 層	周 辺 層	一 般 層
全 体		990	55	97	838
		100.0	5.6	9.8	84.6
(世帯タイプ)	ふたり親(二世帯)	759	22	55	682
		100.0	2.9	7.2	89.9
	ふたり親(三世帯)	76	5	11	60
		100.0	6.6	14.5	78.9
(世帯タイプ)	ひとり親(二世帯)	135	25	26	84
		100.0	18.5	19.3	62.2
(世帯タイプ)	ひとり親(三世帯)	14	2	5	7
		100.0	14.3	35.7	50.0

図表 3-2-7 生活困難層の子どもの世帯タイプ (***)



図表 3-2-8 生活困難層の子どもの世帯タイプ (***)

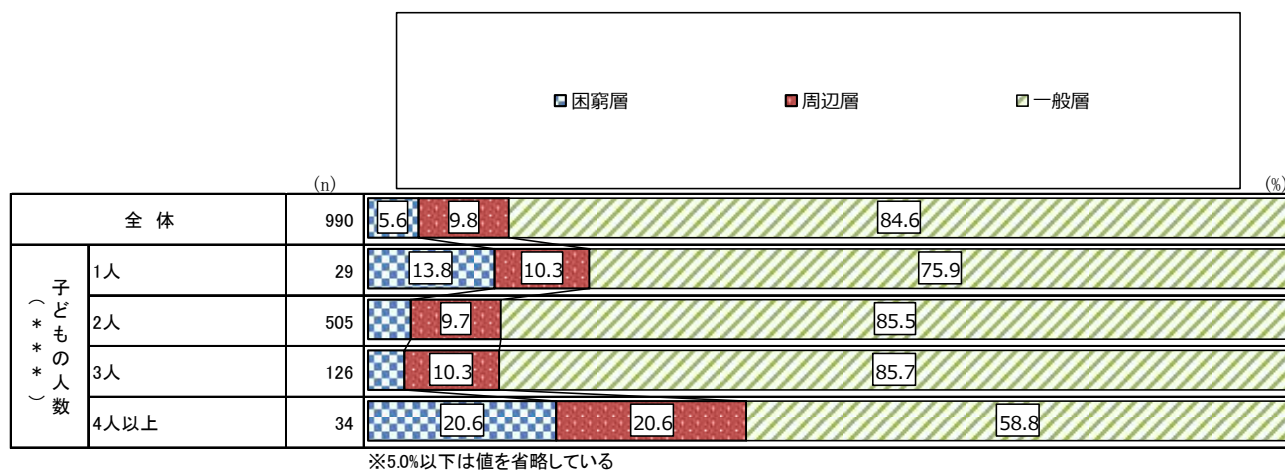
		該当数	ふたり親 （二世帯）	ふたり親 （三世帯）	ひとり親 （二世帯）	ひとり親 （三世帯）
全 体		1,460 100.0	1,135 77.7	111 7.6	182 12.5	32 2.2
（生活困難度）	困窮層	54 100.0	22 40.7	5 9.3	25 46.3	2 3.7
	周辺層	97 100.0	55 56.7	11 11.3	26 26.8	5 5.2
	一般層	833 100.0	682 81.9	60 7.2	84 10.1	7 0.8

(3) 子どもの人数別

次に、世帯内における子どもの人数別に生活困難度を見てみる。占める割合が最も大きい子ども 2 人世帯の困窮層の割合が 4.8%、周辺層の割合が 9.7%なのに対し、子ども 1 人世帯では 13.8%、10.3%、子ども 4 人以上の世帯では 20.6%、20.6%となっている。

逆に、困窮層の子ども人数を見ると、「子ども 1 人」の世帯が 1 割、「子ども 2 人」の世帯の子どもが 6 割となっている。周辺層の子ども人数を見ると、「子ども 1 人」の世帯が 4.2%、「子ども 2 人」の世帯が 68.1%となっている。

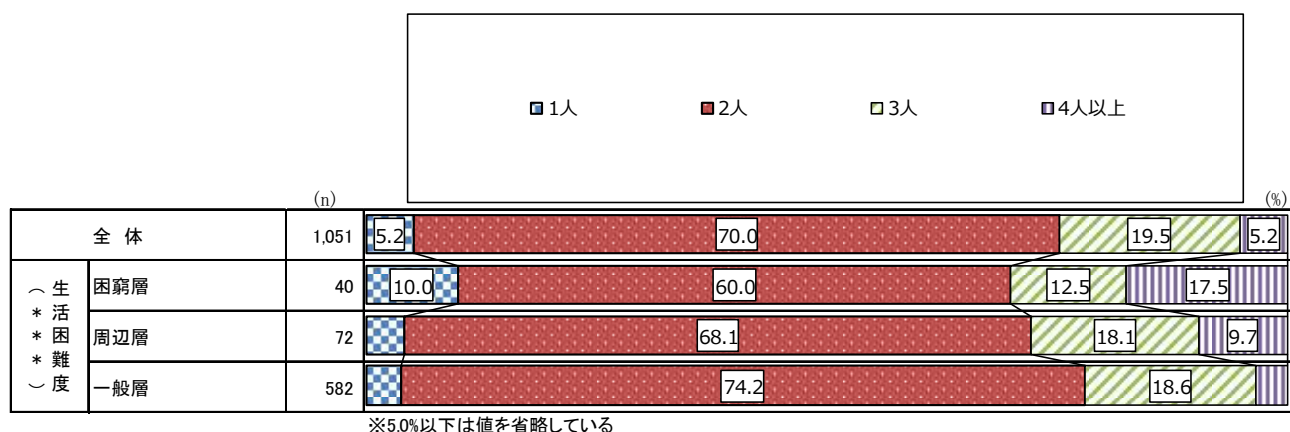
図表 3-2-9 生活困難層の割合：子どもの人数別 (***)



図表 3-2-10 生活困難層の割合：子どもの人数別 (***)

		該 当 数	困 窮 層	周 辺 層	一 般 層
全 体		990	55	97	838
		100.0	5.6	9.8	84.6
子 ど も の 人 数 (***)	1人	29	4	3	22
		100.0	13.8	10.3	75.9
	2人	505	24	49	432
		100.0	4.8	9.7	85.5
	3人	126	5	13	108
		100.0	4.0	10.3	85.7
	4人以上	34	7	7	20
		100.0	20.6	20.6	58.8

図表 3-2-11 生活困難層の子どもの世帯内子どもの人数 (***)



図表 3-2-12 生活困難層の子どもの世帯内子どもの人数 (***)

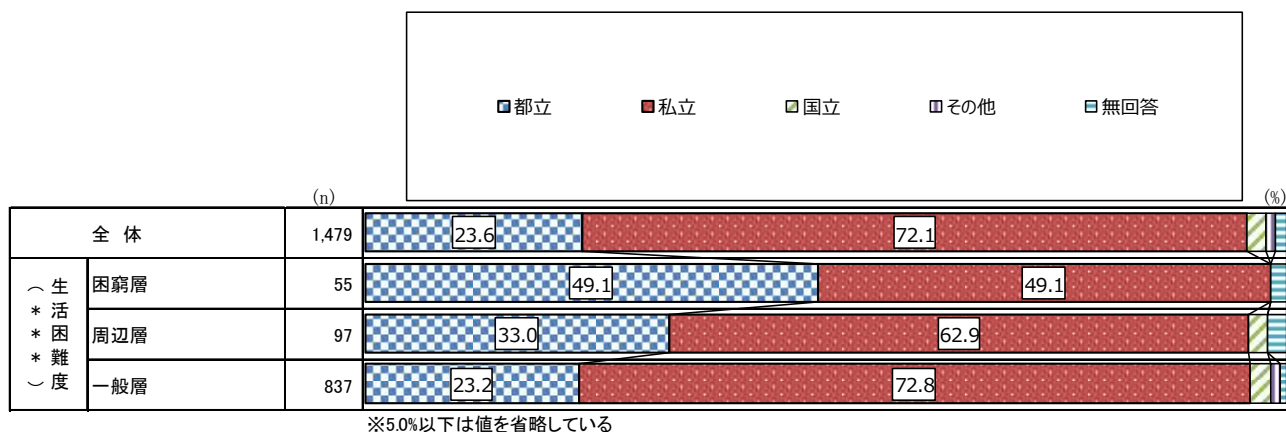
		該 当 数	1 人	2 人	3 人	4 人 以 上
全 体		1,051	55	736	205	55
		100.0	5.2	70.0	19.5	5.2
(生活困難度)	困窮層	40	4	24	5	7
		100.0	10.0	60.0	12.5	17.5
	周辺層	72	3	49	13	7
		100.0	4.2	68.1	18.1	9.7
一般層		582	22	432	108	20
		100.0	3.8	74.2	18.6	3.4

(4) 学校の種類別

次に、学校の種類別に生活困難度を集計した。全体では、23.6%が都立、72.1%が私立に通っていた。また、生活困難度別に統計的に有意な差が確認され、生活困難層では一般層と比較して「都立」が多く、一般層では生活困難層と比較して「私立」が多かった。

学校の種類別に生活困難度を見ると、統計的に有意な差が確認され、「都立」では困窮層が 10.7%、周辺層が 12.6%であったのに対し、「私立」では困窮層は 3.9%、周辺層は 8.8%、「国立」では困窮層は 0.0%、周辺層は 9.1%にとどまった。

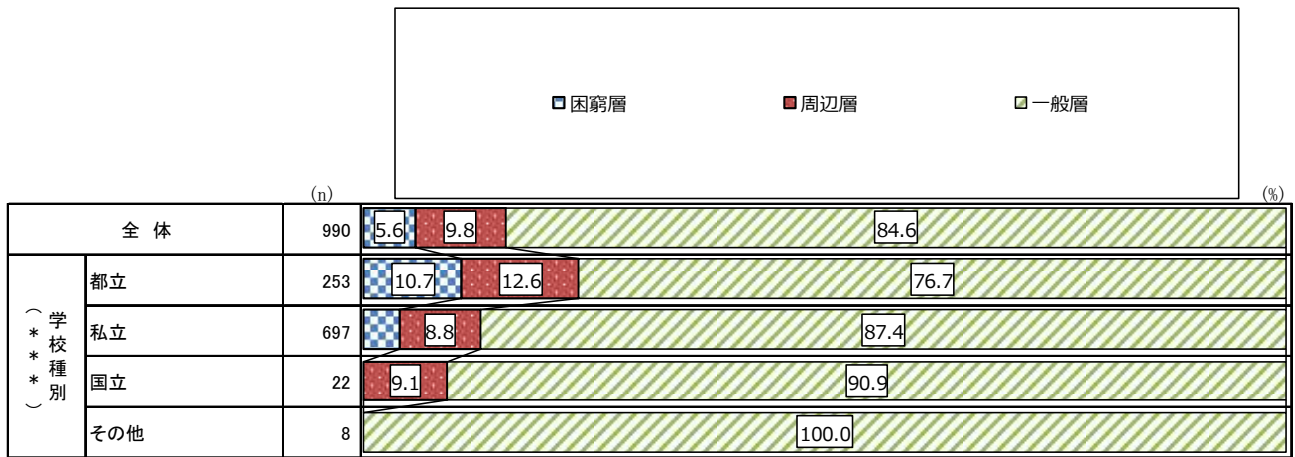
図表 3-2-13 生活困難層の子どもの学校の種類 (***)



図表 3-2-14 生活困難層の子どもの学校の種類 (***)

		該当数	都立	私立	国立	その他	無回答
(生活困難度)	全体	1,479	349	1,066	30	16	18
		100.0	23.6	72.1	2.0	1.1	1.2
	困窮層	55	27	27	0	0	1
		100.0	49.1	49.1	0.0	0.0	1.8
	周辺層	97	32	61	2	0	2
		100.0	33.0	62.9	2.1	0.0	2.1
	一般層	837	194	609	20	8	6
		100.0	23.2	72.8	2.4	1.0	0.7

図表 3-2-15 生活困難度：学校の種類別 (***)



※5.0%以下は値を省略している

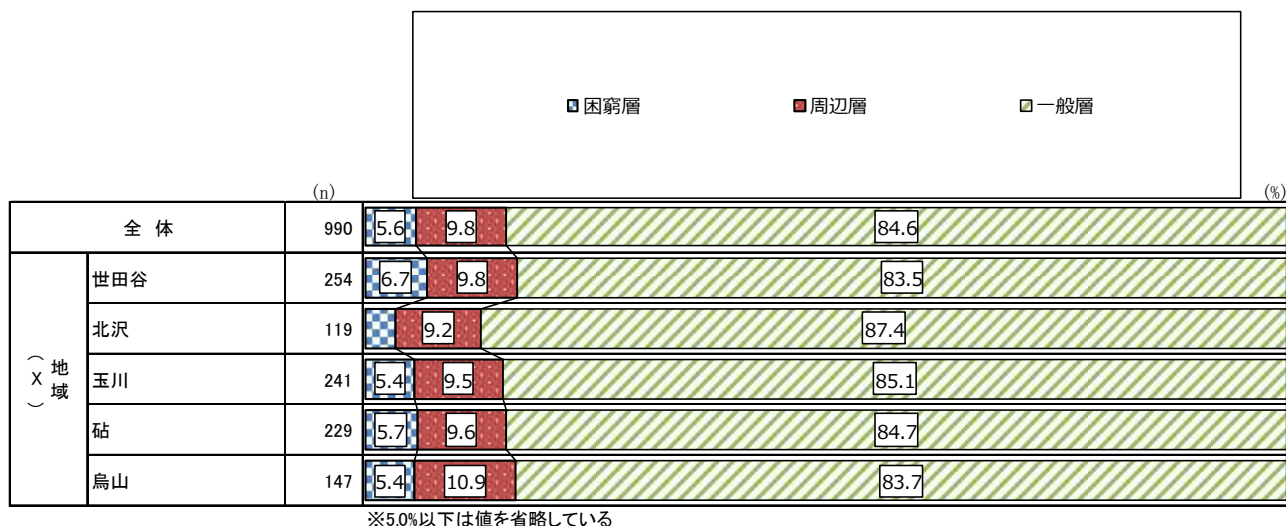
図表 3-2-16 生活困難度：学校の種類別 (***)

		該 当 数	困 窮 層	周 辺 層	一 般 層
全 体		990	55	97	838
		100.0	5.6	9.8	84.6
(学校種類別)	都立	253	27	32	194
		100.0	10.7	12.6	76.7
	私立	697	27	61	609
		100.0	3.9	8.8	87.4
	国立	22	0	2	20
		100.0	0.0	9.1	90.9
	その他	8	0	0	8
		100.0	0.0	0.0	100.0

(5) 地域別

次に、世田谷区の 5 地域（世田谷、北沢、玉川、砧、烏山）別に生活困難度を集計した。地域別に若干の差が見られるが、統計的に有意な差は確認されず、誤差の範囲内である。すなわち、生活困難層は、世田谷区内の 5 地域にまんべんなく分布している。

図表 3-2-17 生活困難度：地域別（X）



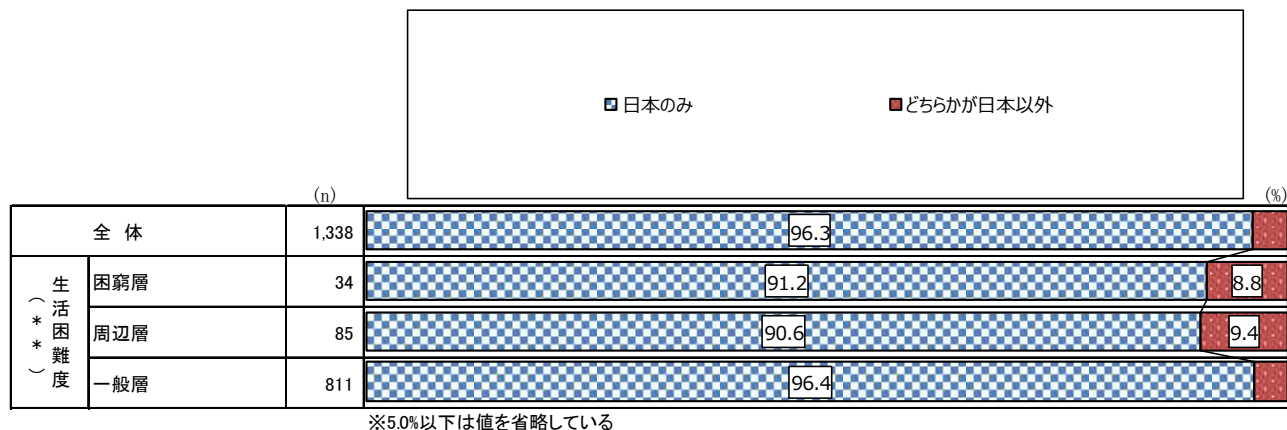
図表 3-2-18 生活困難度：地域別（X）

		該 当 数	困 窮 層	周 辺 層	一 般 層
全 体		990 100.0	55 5.6	97 9.8	838 84.6
(X) 地域	世田谷	254 100.0	17 6.7	25 9.8	212 83.5
	北沢	119 100.0	4 3.4	11 9.2	104 87.4
	玉川	241 100.0	13 5.4	23 9.5	205 85.1
	砧	229 100.0	13 5.7	22 9.6	194 84.7
	烏山	147 100.0	8 5.4	16 10.9	123 83.7

（６）外国にルーツを持つ子ども

最後に、外国にルーツを持つ子どもの生活困難度を見る。２章において分類した父母の国籍の組み合わせを２つに集約し、一方を父母が日本国籍の子どものみ、もう一つを父母の少なくとも一人が「日本以外」の国籍の子どもとした。その結果、統計的に有意な差が確認され、一般層では外国にルーツを持つ子どもは３.６％であったのに対し、周辺層では９.４％、困窮層では８.８％であった。

図表 3-2-19 父母の国籍：生活困難度別（**）



図表 3-2-20 父母の国籍：生活困難度別（**）

		該当数	日本のみ	どちらかが日本以外
生活困難度（**）	全体	1,388	1,336	52
		100.0	96.3	3.7
	困窮層	34	31	3
		100.0	91.2	8.8
	周辺層	85	77	8
		100.0	90.6	9.4
	一般層	811	782	29
		100.0	96.4	3.6

3. 家計の状況

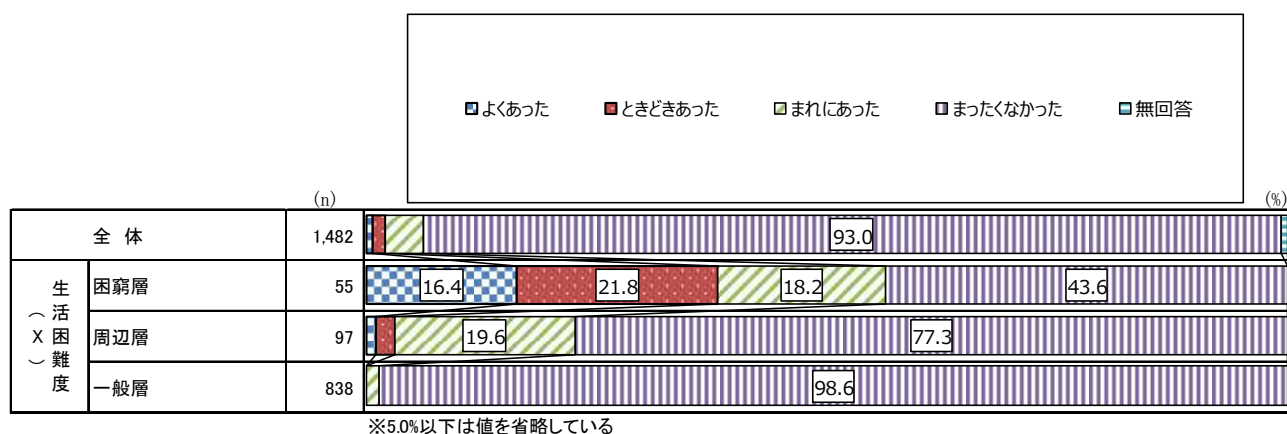
(1) 食料を買えなかった経験

高校2年生世代の子どもの保護者に「過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料を買えないことがありましたか」と聞いた。すると、「まったくなかった」と答えた割合は9割を超えるものの、一部の保護者においてはそれ以外の回答が見られた。

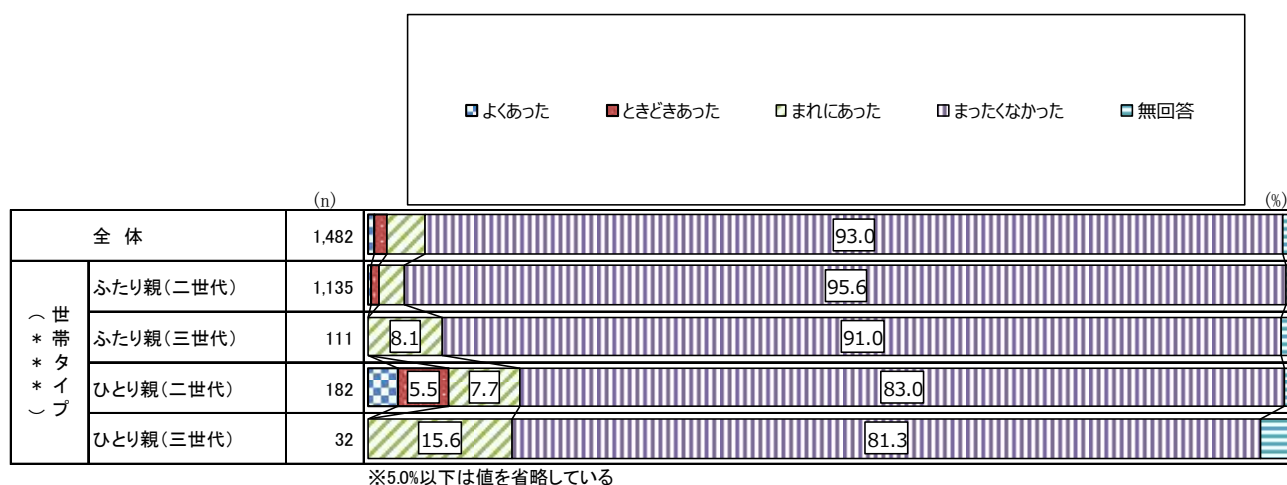
生活困難度別に見ると、一般層では「まったくなかった」は98.6%であったのに対し、困窮層では43.6%と、6割弱が食料困窮を経験していた。なお、無回答が困窮層・周辺層・一般層のいずれも0人であり、検定に馴染まなかったため、食料の困窮について、「よくあった」または「ときどきあった」を選択しているか否かということについて統計的に有意な差があるかを確認した。その結果、統計的に有意な差があることが確認され、食料の困窮の経験が「よくあった」または「ときどきあった」割合が、一般層では0.0%であったのに対し、困窮層では38.2%にのぼった。

世帯タイプ別では統計的に有意な差が確認され、食料が買えなかった経験が最もあるのは、ひとり親（二世帯）世帯であり、「よくあった」と「ときどきあった」を合わせると、全体では2.1%であったのに対し、ひとり親（二世帯）世帯では8.8%にのぼった。

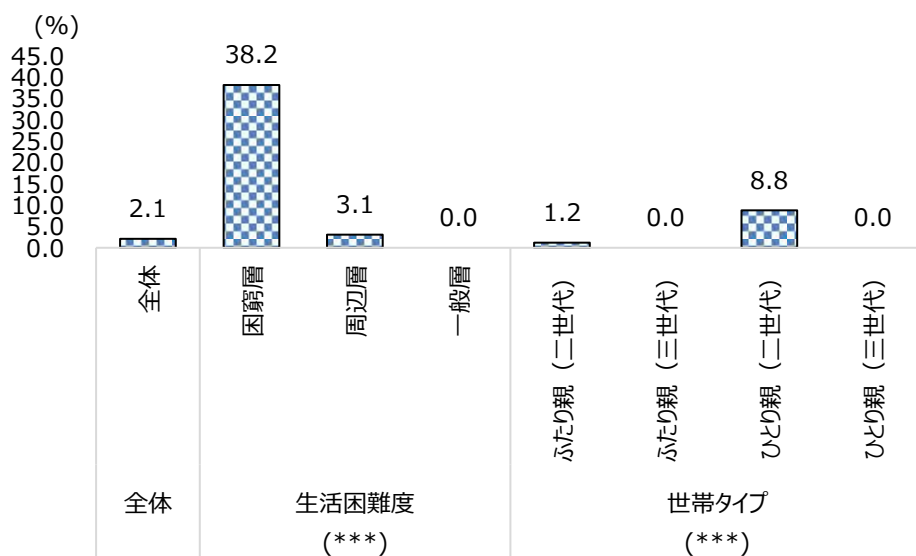
図表 3-3-1 食料の困窮の経験：全体、生活困難度別（X）



図表 3-3-2 食料の困窮の経験：全体、世帯タイプ別（***）



図表 3-3-3 食料の困窮が「よくあった」または「ときどきあった」割合
：全体、生活困難度別 (***)、世帯タイプ別 (***)



図表 3-3-4 食料の困窮の経験：全体、生活困難度別 (X)、世帯タイプ別 (***)

		該 当 数	よ く あ っ た	と き ど き あ っ た	ま れ に あ っ た	ま っ た く な か っ た	無 回 答
全 体		1,482 100.0	11 0.7	20 1.3	61 4.1	1,379 93.0	11 0.7
生 活 困 難 度 (X)	困窮層	55 100.0	9 16.4	12 21.8	10 18.2	24 43.6	0 0.0
	周辺層	97 100.0	1 1.0	2 2.1	19 19.6	75 77.3	0 0.0
	一般層	838 100.0	0 0.0	0 0.0	12 1.4	826 98.6	0 0.0
世 帯 タ イ プ (***)	ふたり親(二世代)	1,135 100.0	4 0.4	10 0.9	32 2.8	1,085 95.6	4 0.4
	ふたり親(三世代)	111 100.0	0 0.0	0 0.0	9 8.1	101 91.0	1 0.9
	ひとり親(二世代)	182 100.0	6 3.3	10 5.5	14 7.7	151 83.0	1 0.5
	ひとり親(三世代)	32 100.0	0 0.0	0 0.0	5 15.6	26 81.3	1 3.1

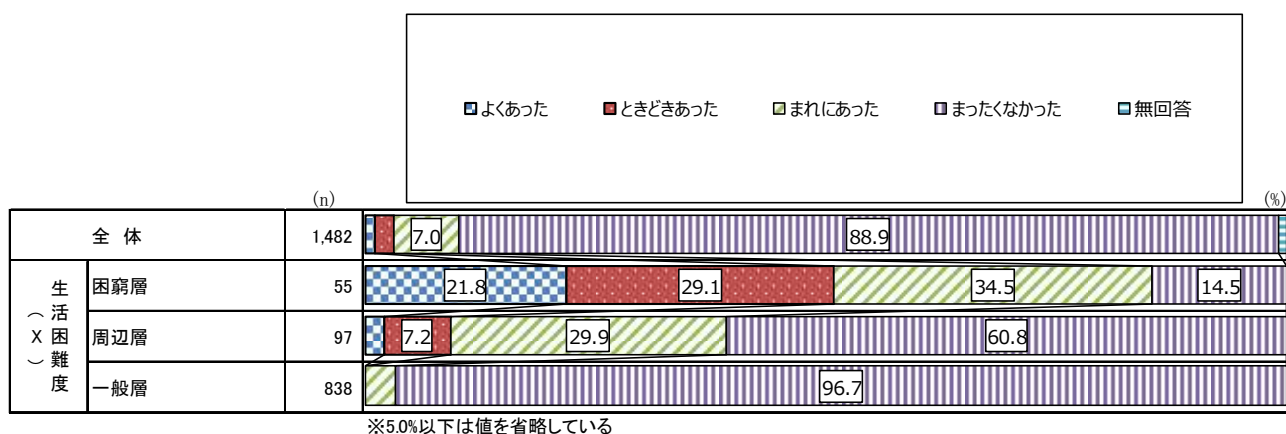
(2) 衣類を買えなかった経験

次に、食料と同様に、「過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする衣類を買えないことがありましたか」と聞いた。すると、「まったくなかった」と答えた割合は88.9%であった。1割強の高校2年生世代の保護者が、家族が必要とする衣類が買えなかった経験があると回答している。

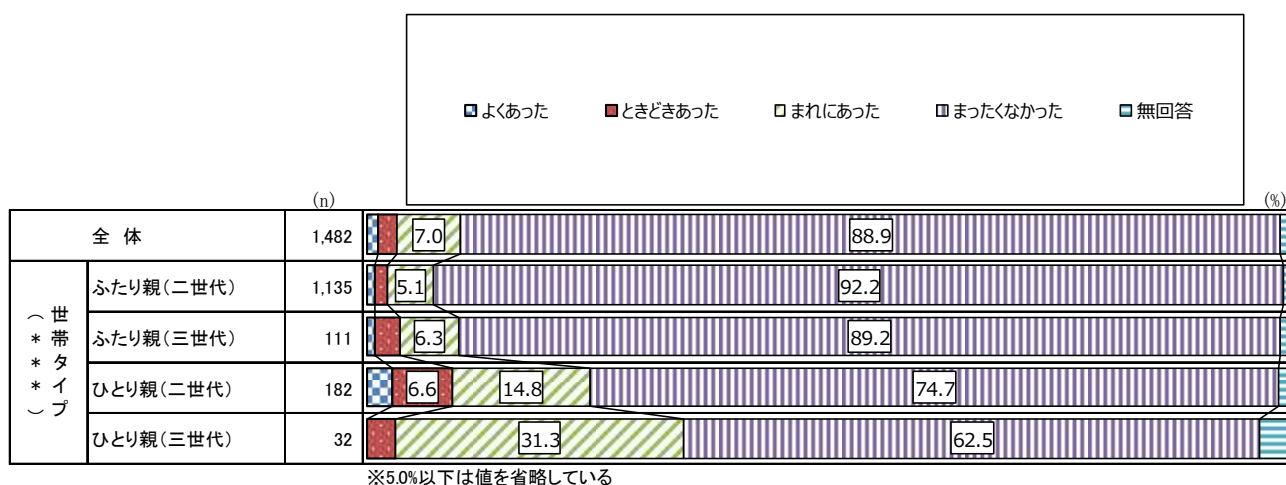
生活困難度別に見ると、衣類が買えなかった経験の割合に顕著な差が見られた。一般層では「まったくなかった」は96.7%であったのに対し、困窮層では14.5%と、9割弱が衣類が買えなかった経験があった。なお、無回答が困窮層・周辺層・一般層のいずれも0人であり、検定に馴染まなかったため、衣類の困窮について、「よくあった」または「ときどきあった」を選択しているか否かということについて統計的に有意な差があるかを確認した。その結果、統計的に有意であることが確認され、食料の困窮の経験が「よくあった」または「ときどきあった」割合が、一般層では0.0%であったのに対し、困窮層では50.9%にのぼった。

世帯タイプ別に見ると、統計的に有意な差が確認され、衣類が買えなかった経験が最も多いのは、ひとり親（二世帯）世帯であり、「よくあった」と「ときどきあった」を合わせると、全体では3.2%であったのに対し、ひとり親（二世帯）世帯では9.3%にのぼった。

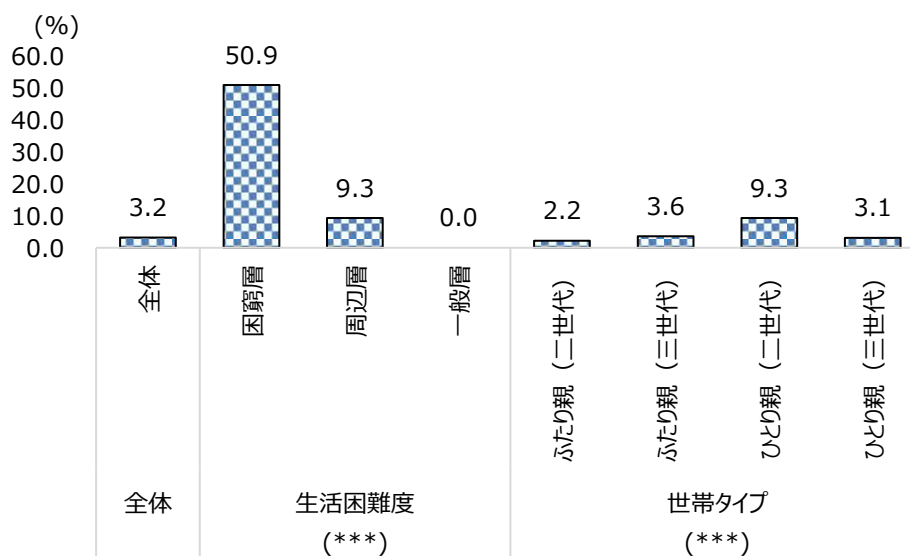
図表 3-3-5 衣類の困窮の経験：全体、生活困難度別（X）



図表 3-3-6 衣類の困窮の経験：全体、世帯タイプ別（***）



図表 3-3-7 衣類の困窮が「よくあった」または「ときどきあった」割合
：全体、生活困難度別 (***)、世帯タイプ別 (***)



図表 3-3-8 衣類の困窮の経験：全体、生活困難度別 (X)、世帯タイプ別 (***)

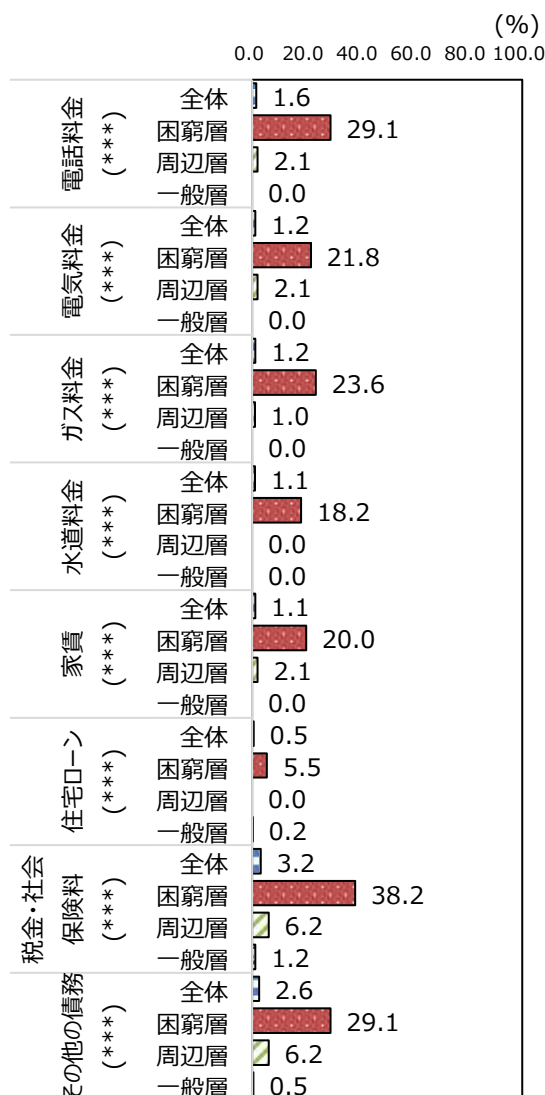
		該当数	よくあった	ときどきあった	まれにあった	まったくなかった	無回答
全 体		1,482 100.0	17 1.1	31 2.1	103 7.0	1,317 88.9	14 0.9
(X) 生活困難度	困窮層	55 100.0	12 21.8	16 29.1	19 34.5	8 14.5	0 0.0
	周辺層	97 100.0	2 2.1	7 7.2	29 29.9	59 60.8	0 0.0
	一般層	838 100.0	0 0.0	0 0.0	28 3.3	810 96.7	0 0.0
(世帯タイプ)	ふたり親(二世代)	1,135 100.0	10 0.9	15 1.3	58 5.1	1,046 92.2	6 0.5
	ふたり親(三世代)	111 100.0	1 0.9	3 2.7	7 6.3	99 89.2	1 0.9
	ひとり親(二世代)	182 100.0	5 2.7	12 6.6	27 14.8	136 74.7	2 1.1
	ひとり親(三世代)	32 100.0	0 0.0	1 3.1	10 31.3	20 62.5	1 3.1

(3) 公共料金等が支払えなかった経験

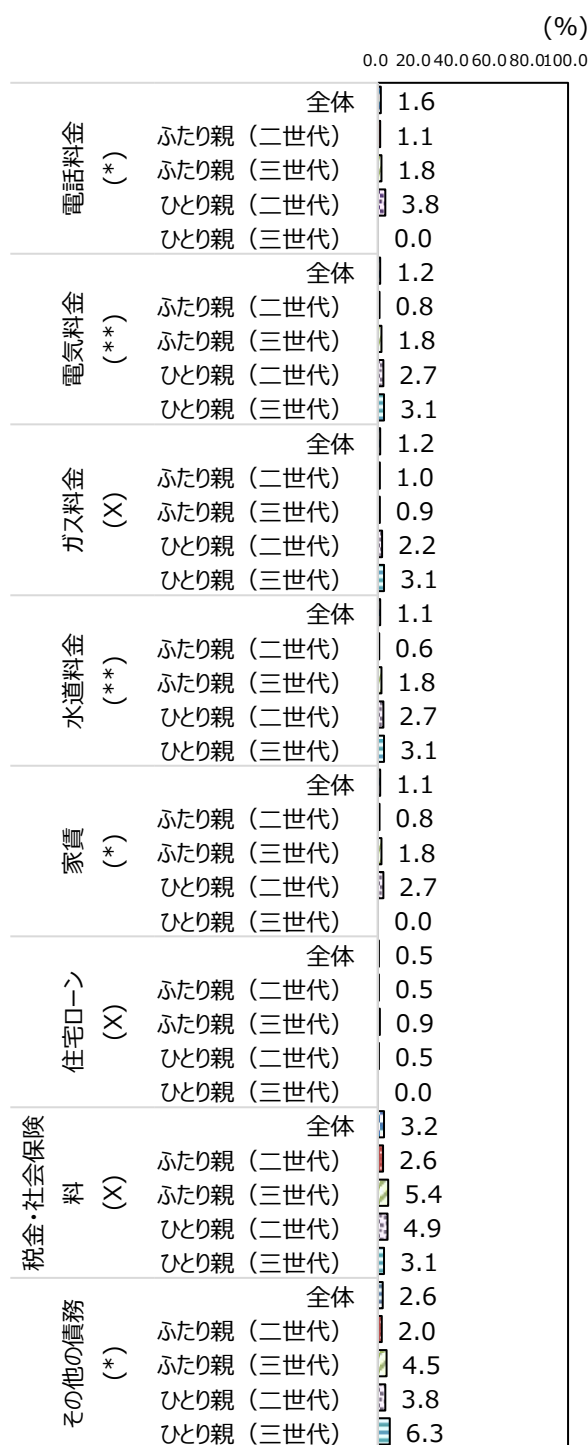
次に、過去 1 年間において、経済的な理由で、「公共料金（電話、電気、ガス、水道）」「家賃」「住宅ローン」及び「その他の債務」について、支払えないことがあったかを聞いた。全体では、電話、電気、ガス、水道について、1.1%～1.6%の世帯において滞納経験が見られた。「家賃」は 1.1%、「住宅ローン」は 0.5%、「税金・社会保険料」は 3.2%、「その他の債務」は 2.6%であった。

各項目について、「あった」を選択しているか否かということについて統計的に有意な差があるかを確認したところ、生活困難度別・世帯タイプ別共に統計的に有意な差が確認された。困窮層では、およそ 2 ～ 4 割が公共料金等が支払えなかった経験があると分かる。

図表 3-3-9 公共料金等が払えなかった経験が「あった」割合：全体、生活困難度別



図表 3-3-10 公共料金等が払えなかった経験が「あった」割合：全体、世帯タイプ別



図表 3-3-11 公共料金等が払えなかった経験：全体、生活困難度別

		該当数	あった	なかった	該当しない（払う必要がない）	無回答
(X) 電話料金	全体	1,482 100.0	23 1.6	1,330 89.7	112 7.6	17 1.1
	困窮層	55 100.0	16 29.1	37 67.3	2 3.6	0 0.0
	周辺層	97 100.0	2 2.1	88 90.7	7 7.2	0 0.0
	一般層	838 100.0	0 0.0	778 92.8	60 7.2	0 0.0
(X) 電気料金	全体	1,482 100.0	18 1.2	1,338 90.3	109 7.4	17 1.1
	困窮層	55 100.0	12 21.8	42 76.4	1 1.8	0 0.0
	周辺層	97 100.0	2 2.1	88 90.7	7 7.2	0 0.0
	一般層	838 100.0	0 0.0	779 93.0	59 7.0	0 0.0
(X) ガス料金	全体	1,482 100.0	18 1.2	1,317 88.9	131 8.8	16 1.1
	困窮層	55 100.0	13 23.6	41 74.5	1 1.8	0 0.0
	周辺層	97 100.0	1 1.0	88 90.7	8 8.2	0 0.0
	一般層	838 100.0	0 0.0	768 91.6	70 8.4	0 0.0
(X) 水道料金	全体	1,482 100.0	16 1.1	1,336 90.1	112 7.6	18 1.2
	困窮層	55 100.0	10 18.2	44 80.0	1 1.8	0 0.0
	周辺層	97 100.0	0 0.0	90 92.8	7 7.2	0 0.0
	一般層	838 100.0	0 0.0	779 93.0	59 7.0	0 0.0
(X) 家賃	全体	1,482 100.0	17 1.1	877 59.2	556 37.5	32 2.2
	困窮層	55 100.0	11 20.0	35 63.6	9 16.4	0 0.0
	周辺層	97 100.0	2 2.1	63 64.9	32 33.0	0 0.0
	一般層	838 100.0	0 0.0	477 56.9	361 43.1	0 0.0
(X) 住宅ローン	全体	1,482 100.0	8 0.5	875 59.0	572 38.6	27 1.8
	困窮層	55 100.0	3 5.5	20 36.4	32 58.2	0 0.0
	周辺層	97 100.0	0 0.0	49 50.5	47 48.5	1 1.0
	一般層	838 100.0	2 0.2	511 61.0	322 38.4	3 0.4
(X) 税金・社会保険料	全体	1,482 100.0	48 3.2	1,294 87.3	120 8.1	20 1.3
	困窮層	55 100.0	21 38.2	28 50.9	5 9.1	1 1.8
	周辺層	97 100.0	6 6.2	82 84.5	9 9.3	0 0.0
	一般層	838 100.0	10 1.2	767 91.5	59 7.0	2 0.2
(X) その他の債務	全体	1,482 100.0	38 2.6	914 61.7	497 33.5	33 2.2
	困窮層	55 100.0	16 29.1	26 47.3	12 21.8	1 1.8
	周辺層	97 100.0	6 6.2	47 48.5	44 45.4	0 0.0
	一般層	838 100.0	4 0.5	541 64.6	292 34.8	1 0.1

図表 3-3-12 公共料金等が払えなかった経験：全体、世帯タイプ別

		該当数	あった	なかった	該当しない (払う必要が ない)	無回答
電話料金 (X)	全体	1,482 100.0	23 1.6	1,330 89.7	112 7.6	17 1.1
	ふたり親(二世帯)	1,135 100.0	13 1.1	1,030 90.7	84 7.4	8 0.7
	ふたり親(三世帯)	111 100.0	2 1.8	100 90.1	8 7.2	1 0.9
	ひとり親(二世帯)	182 100.0	7 3.8	160 87.9	14 7.7	1 0.5
	ひとり親(三世帯)	32 100.0	0 0.0	28 87.5	3 9.4	1 3.1
	ひとり親(三世帯)	32 100.0	0 0.0	28 87.5	3 9.4	1 3.1
電気料金 (X)	全体	1,482 100.0	18 1.2	1,338 90.3	109 7.4	17 1.1
	ふたり親(二世帯)	1,135 100.0	9 0.8	1,036 91.3	82 7.2	8 0.7
	ふたり親(三世帯)	111 100.0	2 1.8	99 89.2	9 8.1	1 0.9
	ひとり親(二世帯)	182 100.0	5 2.7	165 90.7	11 6.0	1 0.5
	ひとり親(三世帯)	32 100.0	1 3.1	26 81.3	4 12.5	1 3.1
	ひとり親(三世帯)	32 100.0	1 3.1	26 81.3	4 12.5	1 3.1
ガス料金 (X)	全体	1,482 100.0	18 1.2	1,317 88.9	131 8.8	16 1.1
	ふたり親(二世帯)	1,135 100.0	11 1.0	1,016 89.5	101 8.9	7 0.6
	ふたり親(三世帯)	111 100.0	1 0.9	100 90.1	9 8.1	1 0.9
	ひとり親(二世帯)	182 100.0	4 2.2	164 90.1	13 7.1	1 0.5
	ひとり親(三世帯)	32 100.0	1 3.1	25 78.1	5 15.6	1 3.1
	ひとり親(三世帯)	32 100.0	1 3.1	25 78.1	5 15.6	1 3.1
水道料金 (*)	全体	1,482 100.0	16 1.1	1,336 90.1	112 7.6	18 1.2
	ふたり親(二世帯)	1,135 100.0	7 0.6	1,034 91.1	84 7.4	10 0.9
	ふたり親(三世帯)	111 100.0	2 1.8	100 90.1	9 8.1	0 0.0
	ひとり親(二世帯)	182 100.0	5 2.7	165 90.7	11 6.0	1 0.5
	ひとり親(三世帯)	32 100.0	1 3.1	25 78.1	5 15.6	1 3.1
	ひとり親(三世帯)	32 100.0	1 3.1	25 78.1	5 15.6	1 3.1
家賃 (*)	全体	1,482 100.0	17 1.1	877 59.2	556 37.5	32 2.2
	ふたり親(二世帯)	1,135 100.0	9 0.8	664 58.5	441 38.9	21 1.9
	ふたり親(三世帯)	111 100.0	2 1.8	63 56.8	45 40.5	1 0.9
	ひとり親(二世帯)	182 100.0	5 2.7	123 67.6	52 28.6	2 1.1
	ひとり親(三世帯)	32 100.0	0 0.0	19 59.4	11 34.4	2 6.3
	ひとり親(三世帯)	32 100.0	0 0.0	19 59.4	11 34.4	2 6.3
住宅ローン (*)	全体	1,482 100.0	8 0.5	875 59.0	572 38.6	27 1.8
	ふたり親(二世帯)	1,135 100.0	6 0.5	711 62.6	402 35.4	16 1.4
	ふたり親(三世帯)	111 100.0	1 0.9	59 53.2	50 45.0	1 0.9
	ひとり親(二世帯)	182 100.0	1 0.5	87 47.8	92 50.5	2 1.1
	ひとり親(三世帯)	32 100.0	0 0.0	10 31.3	20 62.5	2 6.3
	ひとり親(三世帯)	32 100.0	0 0.0	10 31.3	20 62.5	2 6.3
税金・社会保険料 (*)	全体	1,482 100.0	48 3.2	1,294 87.3	120 8.1	20 1.3
	ふたり親(二世帯)	1,135 100.0	30 2.6	1,010 89.0	83 7.3	12 1.1
	ふたり親(三世帯)	111 100.0	6 5.4	98 88.3	7 6.3	0 0.0
	ひとり親(二世帯)	182 100.0	9 4.9	153 84.1	18 9.9	2 1.1
	ひとり親(三世帯)	32 100.0	1 3.1	21 65.6	9 28.1	1 3.1
	ひとり親(三世帯)	32 100.0	1 3.1	21 65.6	9 28.1	1 3.1
その他の債務 (*)	全体	1,482 100.0	38 2.6	914 61.7	497 33.5	33 2.2
	ふたり親(二世帯)	1,135 100.0	23 2.0	722 63.6	369 32.5	21 1.9
	ふたり親(三世帯)	111 100.0	5 4.5	67 60.4	37 33.3	2 1.8
	ひとり親(二世帯)	182 100.0	7 3.8	105 57.7	67 36.8	3 1.6
	ひとり親(三世帯)	32 100.0	2 6.3	13 40.6	16 50.0	1 3.1
	ひとり親(三世帯)	32 100.0	2 6.3	13 40.6	16 50.0	1 3.1

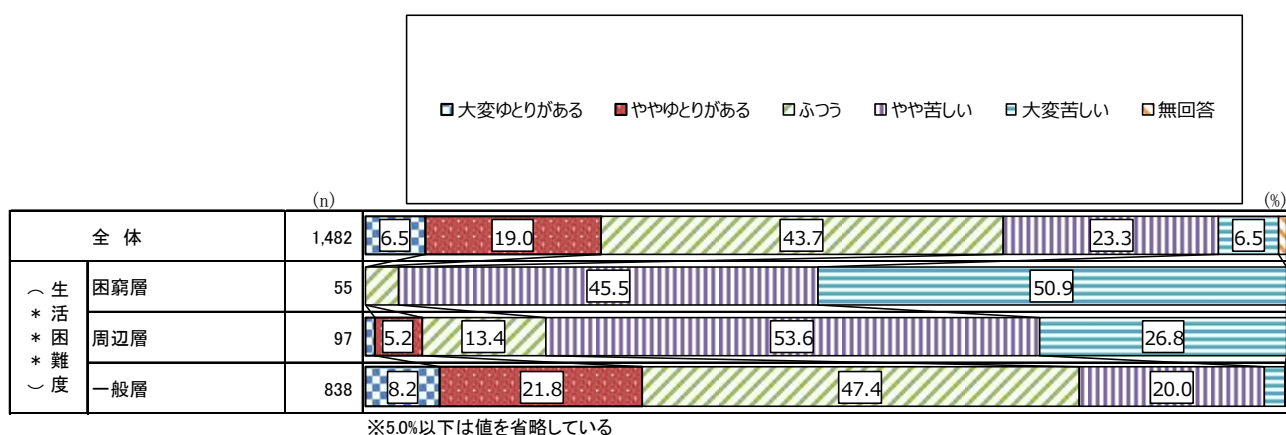
(4) 暮らしの状況

保護者に、「現在の暮らしの状況をどのように感じていますか」との設問にて、「大変ゆとりがある」から「大変苦しい」まで 5 段階の選択肢を設けて聞いた。その結果、6.5%は「大変ゆとりがある」としているが、「大変苦しい」とした保護者も 6.5%あった。「大変ゆとりがある」「ややゆとりがある」と、「大変苦しい」「やや苦しい」を比べると、「苦しい」とした保護者は 29.8%、「ゆとり」とがあると回答した保護者は 25.5%となっている。43.7%は「普通」と回答している。

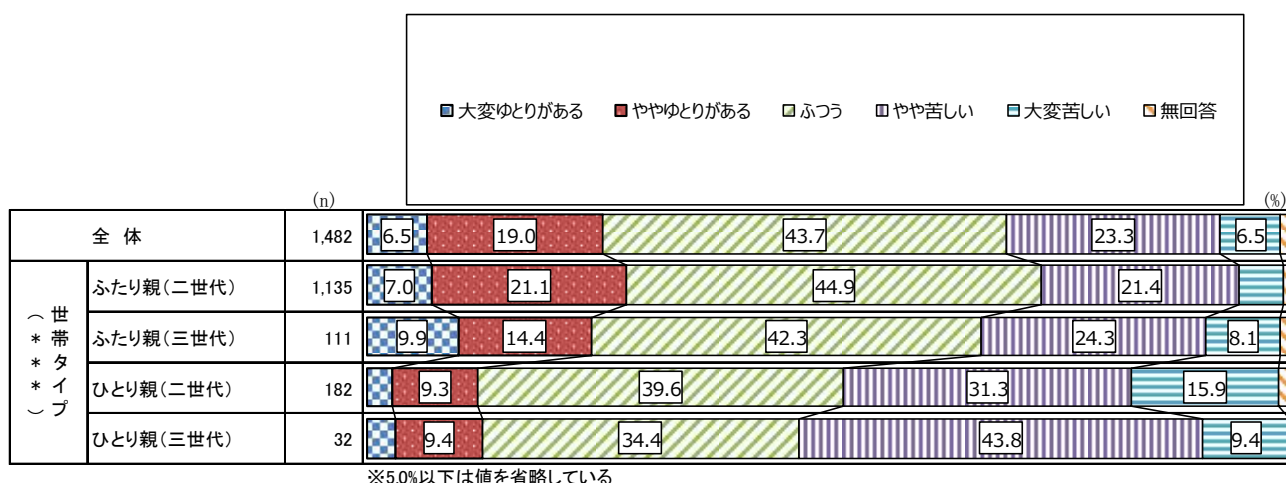
生活困難度別では、困窮層の暮らしの状況の厳しさが際立っている。困窮層における「大変苦しい」の割合は半数を超え、50.9%となっている。「やや苦しい」を加えると、困窮層では、9 割以上が「苦しい」と回答している。

世帯タイプ別に暮らしの状況を見ると、ふたり親（二世帯）世帯、ふたり親（三世帯）世帯、ひとり親（三世帯）世帯、ひとり親（二世帯）世帯の順に「（大変、やや）ゆとりがある」の割合が低くなり、ふたり親（二世帯）世帯、ふたり親（三世帯）世帯、ひとり親（二世帯）世帯、ひとり親（三世帯）世帯の順に「（大変、やや）苦しい」が高くなる傾向が見られた。三世帯世帯は二世帯世帯より、ひとり親世帯はふたり親世帯より、暮らし向きが厳しい。

図表 3-3-13 暮らしの状況：全体、生活困難度別(***)



図表 3-3-14 暮らしの状況：全体、世帯タイプ別(***)



図表 3-3-15 暮らしの状況：全体、生活困難度別(***)、世帯タイプ別(***)

		該 当 数	大 変 ゆ と り が あ る	や や ゆ と り が あ る	ふ つ う	や や 苦 し い	大 変 苦 し い	無 回 答
全 体		1482 100.0	97 6.5	282 19.0	648 43.7	345 23.3	97 6.5	13 0.9
(生 * 活 * 困 * 難 * 度)	困窮層	55 100.0	0 0.0	0 0.0	2 3.6	25 45.5	28 50.9	0 0.0
	周辺層	97 100.0	1 1.0	5 5.2	13 13.4	52 53.6	26 26.8	0 0.0
	一般層	838 100.0	69 8.2	183 21.8	397 47.4	168 20.0	20 2.4	1 0.1
(世 * 帯 * タ * イ * プ)	ふたり親(二世代)	1135 100.0	80 7.0	240 21.1	510 44.9	243 21.4	55 4.8	7 0.6
	ふたり親(三世代)	111 100.0	11 9.9	16 14.4	47 42.3	27 24.3	9 8.1	1 0.9
	ひとり親(二世代)	182 100.0	5 2.7	17 9.3	72 39.6	57 31.3	29 15.9	2 1.1
	ひとり親(三世代)	32 100.0	1 3.1	3 9.4	11 34.4	14 43.8	3 9.4	0 0.0

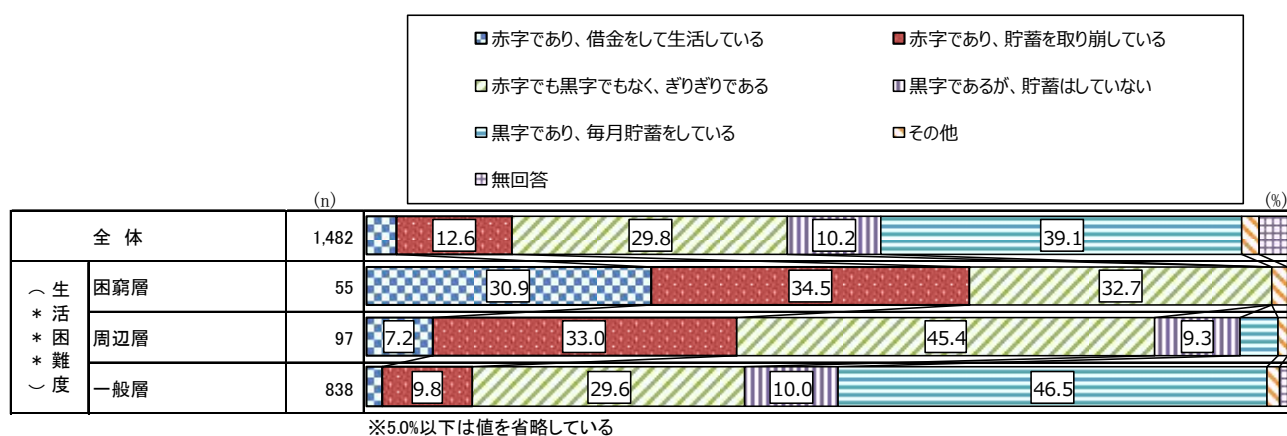
(5) 家計の状況

世帯における家計の状況について、保護者に聞いた。すると、3.3%が「赤字であり、借金をして生活をしている」と回答している。また、12.6%が「赤字であり、貯蓄を取り崩している」としており、合わせて 15.9%が「赤字」であった。一方、39.1%は「黒字であり、毎月貯蓄をしている」と回答している。

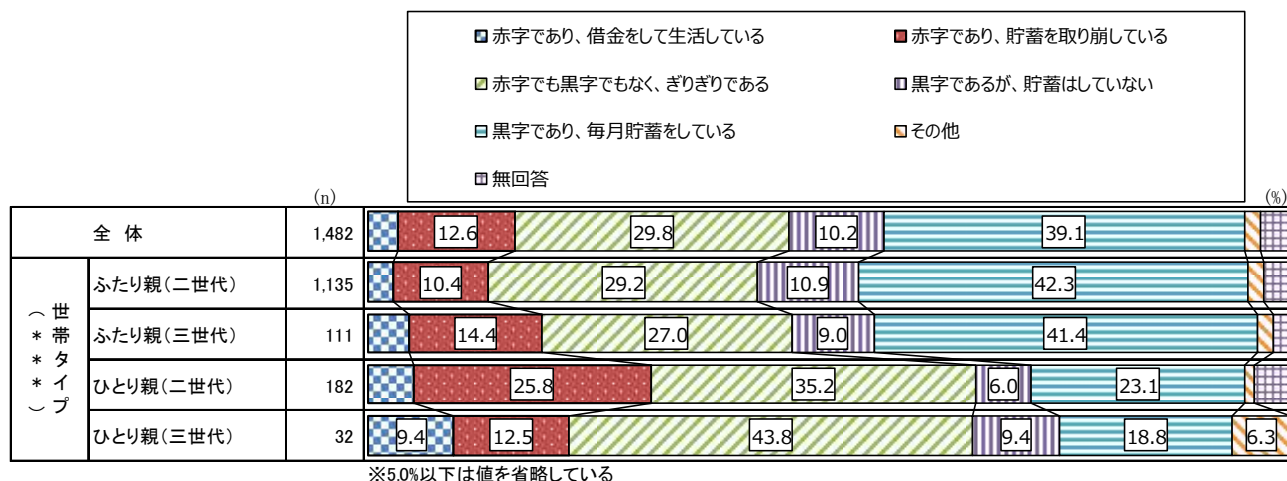
生活困難度別に見ると、困窮層の 30.9%が「赤字であり、借金をして生活している」と回答している。「赤字であり貯蓄を取り崩している」世帯も 34.5%となっている。

世帯タイプ別に見ると、ひとり親世帯においては、「黒字であり、毎月貯蓄をしている」の割合がふたり親世帯よりも低くなっている。また、ふたり親世帯の二世世代世帯と三世世代世帯を比べると、三世世代世帯のほうが「黒字であり、毎月貯蓄」している割合が低い。一方、ひとり親世帯では、「赤字であり、借金」「赤字であり、貯蓄を取り崩し」を合算した割合が高くなっており、特に、ひとり親（二世世代）世帯では3割を超えている。

図表 3-3-16 家計の状況：全体、生活困難度別(***)



図表 3-3-17 家計の状況：全体、世帯タイプ別(***)



図表 3-3-18 家計の状況：全体、生活困難度別(***)、世帯タイプ別(***)

		該当数	赤字であり、借金をして生活している	赤字であり、貯蓄を取り崩している	赤字でも黒字でもなく、ぎりぎりである	黒字であるが、貯蓄はしていない	黒字であり、毎月貯蓄をしている	その他	無回答
全 体		1,482 100.0	49 3.3	187 12.6	442 29.8	151 10.2	580 39.1	26 1.8	47 3.2
(生活困難度)	困窮層	55 100.0	17 30.9	19 34.5	18 32.7	0 0.0	0 0.0	1 1.8	0 0.0
	周辺層	97 100.0	7 7.2	32 33.0	44 45.4	9 9.3	4 4.1	1 1.0	0 0.0
	一般層	838 100.0	15 1.8	82 9.8	248 29.6	84 10.0	390 46.5	12 1.4	7 0.8
(世帯タイプ)	ふたり親(二世代)	1,135 100.0	31 2.7	118 10.4	331 29.2	124 10.9	480 42.3	19 1.7	32 2.8
	ふたり親(三世代)	111 100.0	5 4.5	16 14.4	30 27.0	10 9.0	46 41.4	2 1.8	2 1.8
	ひとり親(二世代)	182 100.0	9 4.9	47 25.8	64 35.2	11 6.0	42 23.1	2 1.1	7 3.8
	ひとり親(三世代)	32 100.0	3 9.4	4 12.5	14 43.8	3 9.4	6 18.8	2 6.3	0 0.0

4. 住居の状況

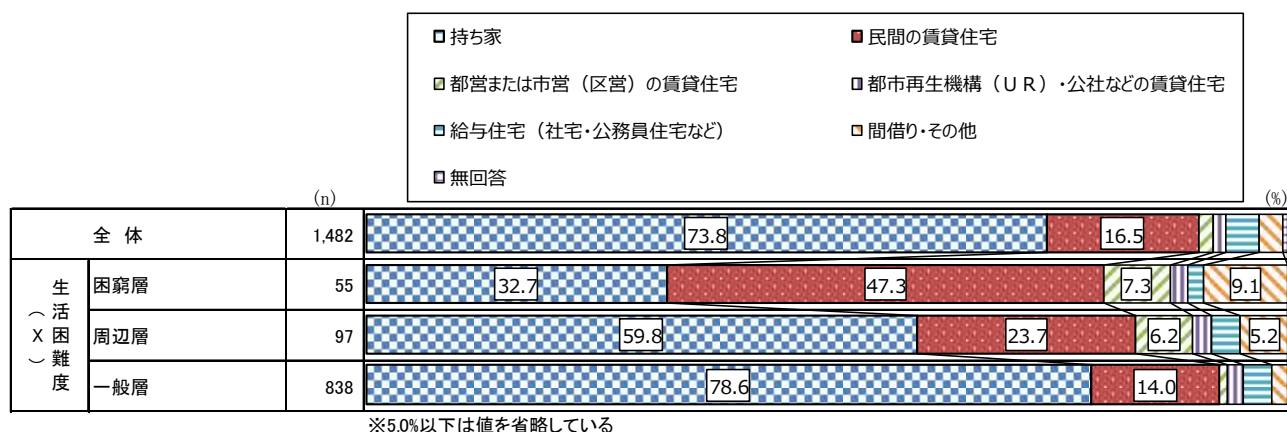
(1) 住宅の種類

住宅の種類について見ると、73.8%が「持ち家」となっており、大多数を占める。「民間の賃貸住宅」は 16.5%であり、「給与住宅（社宅・公務員住宅）」「間借り・その他」も若干存在する。

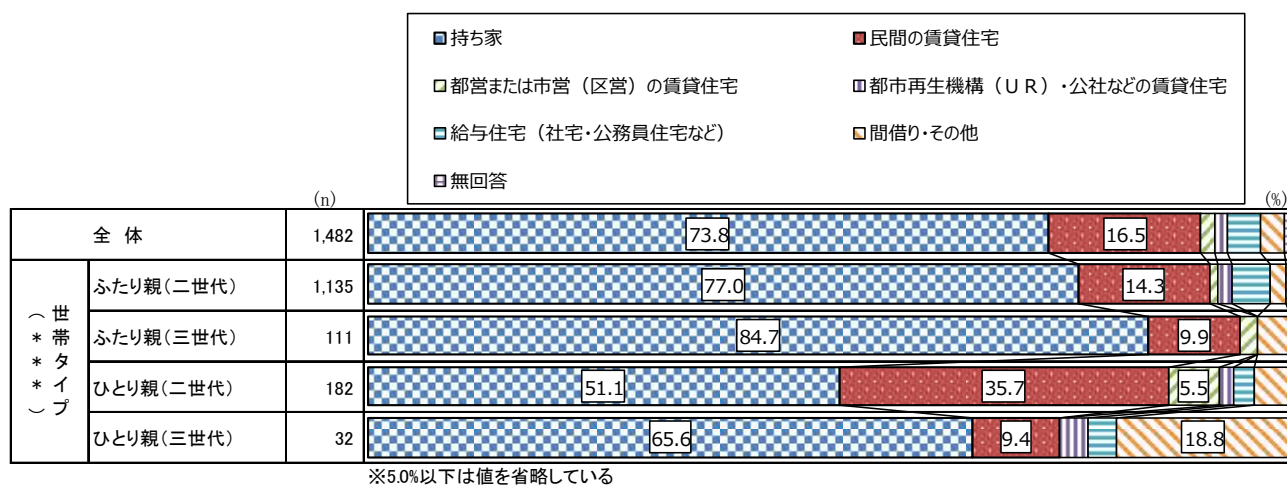
生活困難度別に見ると、生活困難度が高いほど、「持ち家」の割合が低くなり、「民間の賃貸住宅」の割合が高くなっている。特に困窮層では 47.3%が「民間の賃貸住宅」に居住している。なお、無回答が困窮層・周辺層・一般層のいずれも 0 人であり、検定に馴染まなかったため、住宅の種類について、「持ち家」を選択しているか否かということについて統計的に有意な差があるかを確認した。その結果、統計的に有意であることが確認され、「持ち家」に住んでいる割合が、一般層では 78.6%であったのに対し、困窮層では 32.7%にとどまった。

世帯タイプ別に見ると、統計的に有意な差が確認され、ふたり親（三世代）世帯において「持ち家」の割合が最も高く、ひとり親（二世帯）世帯にて最も低い。ひとり親（二世帯）世帯においては、「民間の賃貸住宅」の割合が他の世帯タイプより高いことが特徴である。

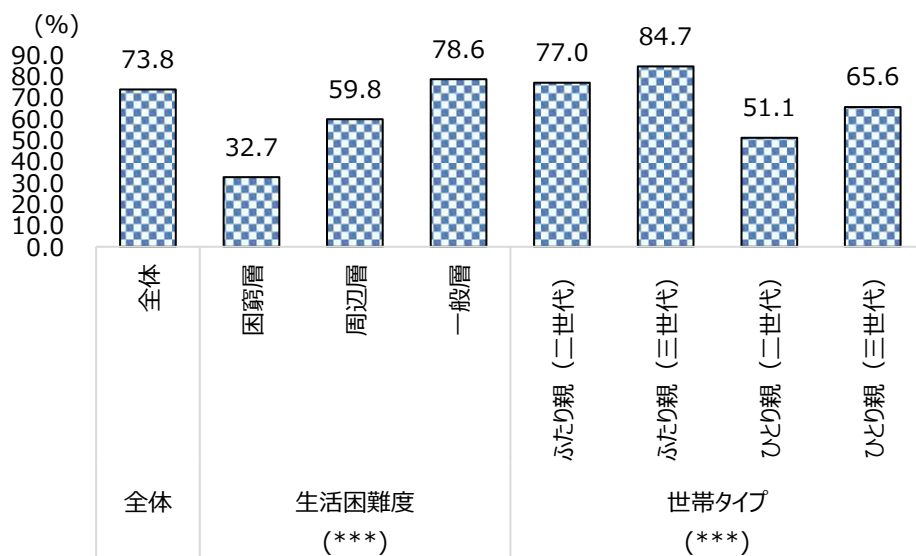
図表 3-4-1 住宅の種類：全体、生活困難度別(X)



図表 3-4-2 住宅の種類：全体、世帯タイプ別(***)



図表 3-4-3 住宅の種類が「持ち家」である割合：全体、生活困難度別（***）、世帯タイプ別（***）



図表 3-4-4 住宅の種類：全体、生活困難度別(X)、世帯タイプ別(***)

		該当数	持ち家	民間の賃貸住宅	都営または市営（区営）の賃貸住宅	都市再生機構（UR）・公社などの賃貸住宅	住宅など（社宅・公務員給与住宅）	間借り・その他	無回答
全 体		1,482 100.0	1,094 73.8	245 16.5	22 1.5	21 1.4	53 3.6	39 2.6	8 0.5
生活困難度 (X)	困窮層	55 100.0	18 32.7	26 47.3	4 7.3	1 1.8	1 1.8	5 9.1	0 0.0
	周辺層	97 100.0	58 59.8	23 23.7	6 6.2	2 2.1	3 3.1	5 5.2	0 0.0
	一般層	838 100.0	659 78.6	117 14.0	7 0.8	14 1.7	26 3.1	15 1.8	0 0.0
世帯タイプ (***)	ふたり親(二世帯)	1,135 100.0	874 77.0	162 14.3	10 0.9	17 1.5	47 4.1	21 1.9	4 0.4
	ふたり親(三世帯)	111 100.0	94 84.7	11 9.9	2 1.8	0 0.0	0 0.0	4 3.6	0 0.0
	ひとり親(二世帯)	182 100.0	93 51.1	65 35.7	10 5.5	3 1.6	4 2.2	7 3.8	0 0.0
	ひとり親(三世帯)	32 100.0	21 65.6	3 9.4	0 0.0	1 3.1	1 3.1	6 18.8	0 0.0

(2) 住宅費

保護者票にて持ち家の場合には毎月の住宅ローン返済額、賃貸の場合は毎月の家賃・間代の金額を聞いた。それぞれの平均金額を見ると、住宅ローン返済額は 97,016 円、家賃・間代の金額は 127,477 円であり、住宅ローン返済額よりも家賃・間代の方が高額だった。

住宅ローン返済額について「0 円」「1 円～10 万円未満」「10 万円～15 万円未満」「15 万円～20 万円未満」「20 万円～25 万円未満」「25 万円以上」に分けたうえで、分布を見ると、0 円が 29.9%、1 円～10 万円未満が 17.2%、10 万円～15 万円未満が 18.0%、15 万円～20 万円未満が 11.9%、20 万円～25 万円未満が 7.2%、25 万円以上が 6.0%であった。

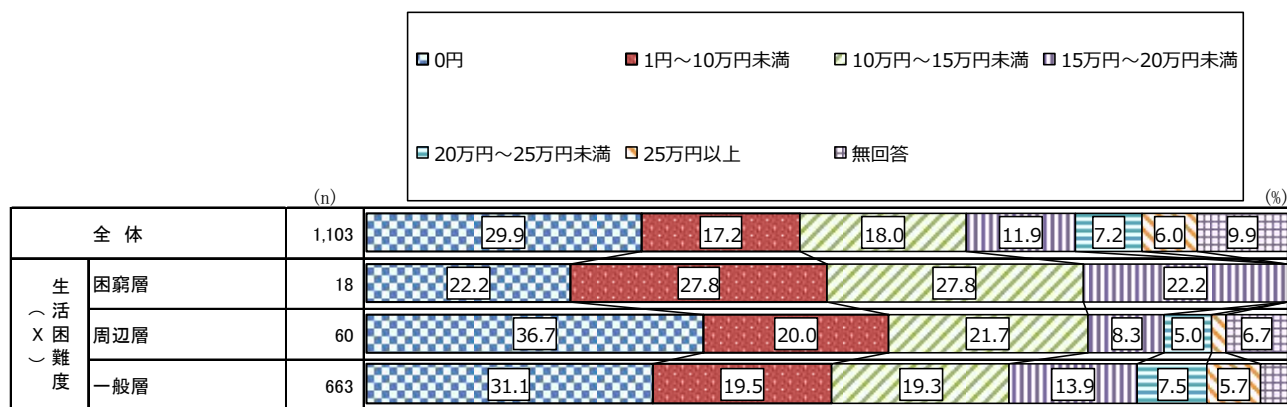
住宅ローン返済額を生活困難度別に見ると、統計的に有意な差は確認されず、住宅ローン返済額の負担の大きさが、持ち家を持つ生活困難層の生活を圧迫している可能性がある。

住宅ローン返済額を世帯タイプ別に見ると、統計的に有意な差が確認され、全体としてふたり親（二世帯）世帯において住宅ローン返済額が高い傾向にあると言える。

図表 3-4-5 1 か月あたりの住宅費の平均金額

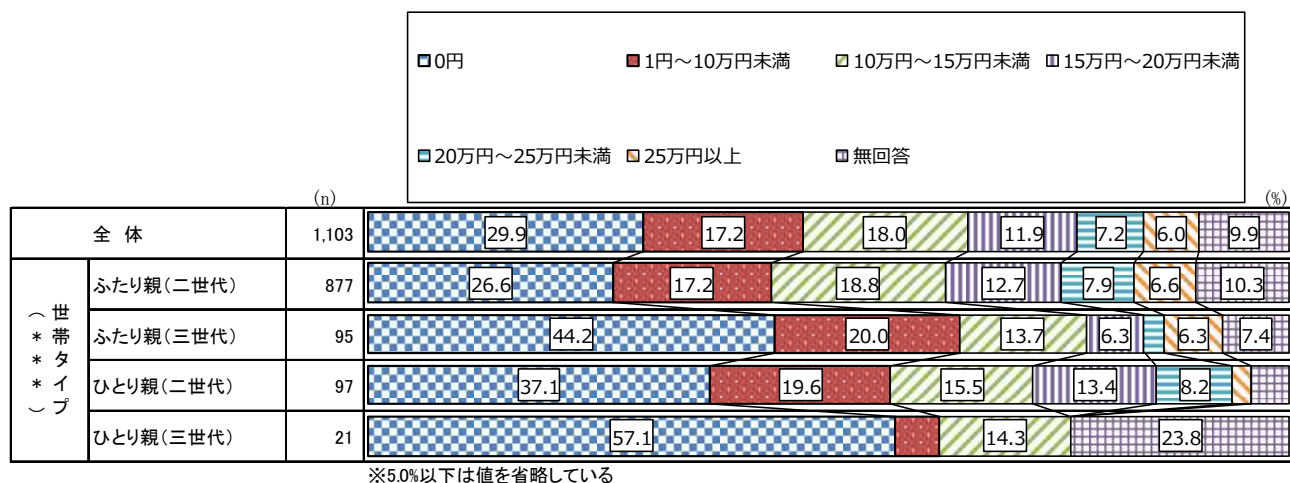
住宅ローン	97,016 円
家賃・間代	127,477 円

図表 3-4-6 1 か月あたりの住宅ローン返済額：全体、生活困難度別(X)



※5.0%以下は値を省略している

図表 3-4-7 1 か月あたりの住宅ローン返済額：全体、世帯タイプ別(***)



図表 3-4-8 1 か月あたりの住宅ローン返済額：全体、生活困難度別(X)、世帯タイプ別(***)

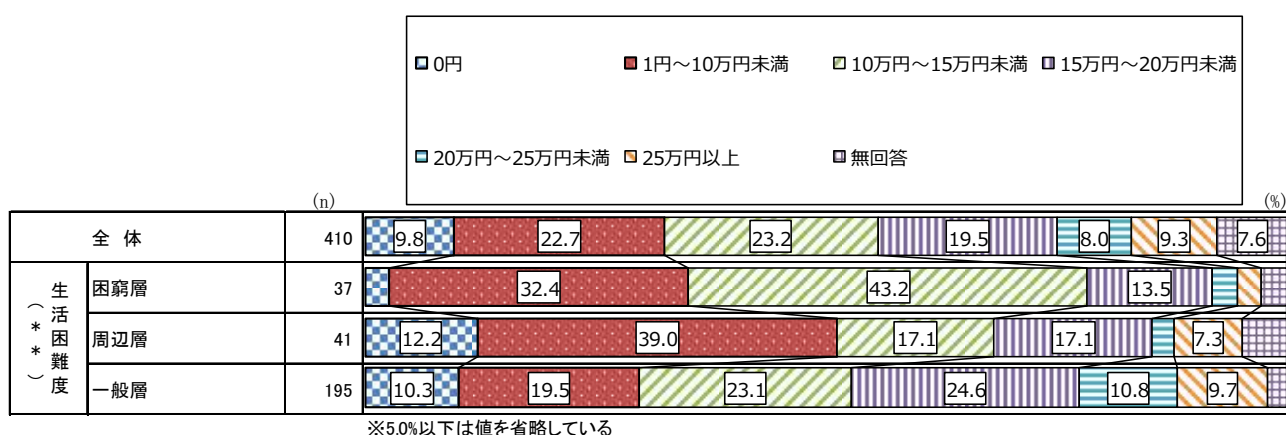
		該 当 数	0 円	1 円 ～ 1 0 万 円 未 満	1 0 万 円 ～ 1 5 万 円 未 満	1 5 万 円 ～ 2 0 万 円 未 満	2 0 万 円 ～ 2 5 万 円 未 満	2 5 万 円 以 上	無 回 答
全 体		1103	330	190	198	131	79	66	109
		100.0	29.9	17.2	18.0	11.9	7.2	6.0	9.9
生 活 困 難 度 (X)	困窮層	18	4	5	5	4	0	0	0
		100.0	22.2	27.8	27.8	22.2	0.0	0.0	0.0
	周辺層	60	22	12	13	5	3	1	4
		100.0	36.7	20.0	21.7	8.3	5.0	1.7	6.7
	一般層	663	206	129	128	92	50	38	20
		100.0	31.1	19.5	19.3	13.9	7.5	5.7	3.0
(世帯タイプ)	ふたり親(二世帯)	877	233	151	165	111	69	58	90
		100.0	26.6	17.2	18.8	12.7	7.9	6.6	10.3
	ふたり親(三世帯)	95	42	19	13	6	2	6	7
		100.0	44.2	20.0	13.7	6.3	2.1	6.3	7.4
	ひとり親(二世帯)	97	36	19	15	13	8	2	4
		100.0	37.1	19.6	15.5	13.4	8.2	2.1	4.1
	ひとり親(三世帯)	21	12	1	3	0	0	0	5
		100.0	57.1	4.8	14.3	0.0	0.0	0.0	23.8

家賃・間代について「0円」「1円～10万円未満」「10万円～15万円未満」「15万円～20万円未満」「20万円～25万円未満」「25万円以上」に分けたうえで、分布を見ると、0円が9.8%、1円～10万円未満が22.7%、10万円～15万円未満が23.2%、15万円～20万円未満が19.5%、20万円～25万円未満が8.0%、25万円以上が9.3%であった。

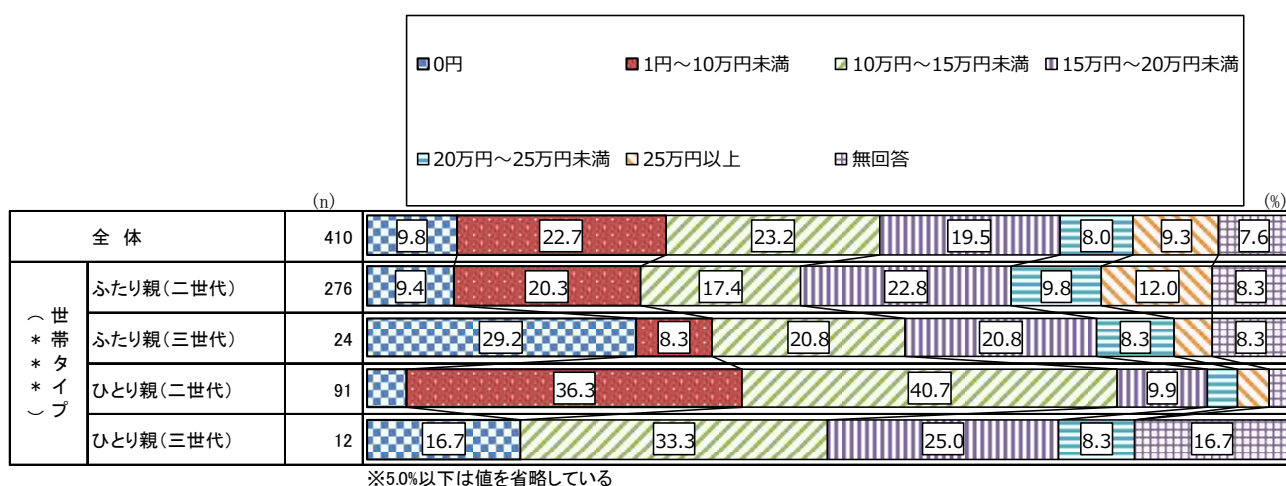
家賃・間代を生活困難度別に見ると、統計的に有意な差が確認され、全体として生活困難度が上がるほど、低額の家賃額が占める割合が高くなるものの、20万円以上の家賃を支払う世帯が、周辺層においても1割程度存在する。

家賃・間代を世帯タイプ別に見ると、統計的に有意な差が確認され、全体としてひとり親（二世帯）世帯において家賃額が低額な傾向にあると言える。

図表 3-4-9 1か月あたりの家賃・間代額：全体、生活困難度別(**)



図表 3-4-10 1か月あたりの家賃・間代額：全体、世帯タイプ別(***)



図表 3-4-11 1 か月あたりの家賃・間代額：全体、生活困難度別(**)、世帯タイプ別(***)

		該 当 数	0 円	1 円 ～ 1 0 万円 未 満	1 0 万円 ～ 1 5 万円 未 満	1 5 万円 ～ 2 0 万円 未 満	2 0 万円 ～ 2 5 万円 未 満	2 5 万円 以 上	無 回 答
全 体		410 100.0	40 9.8	93 22.7	95 23.2	80 19.5	33 8.0	38 9.3	31 7.6
(生活 困 難 度 *)	困窮層	37 100.0	1 2.7	12 32.4	16 43.2	5 13.5	1 2.7	1 2.7	1 2.7
	周辺層	41 100.0	5 12.2	16 39.0	7 17.1	7 17.1	1 2.4	3 7.3	2 4.9
	一般層	195 100.0	20 10.3	38 19.5	45 23.1	48 24.6	21 10.8	19 9.7	4 2.1
(世 帯 タ イ プ *)	ふたり親(二世代)	276 100.0	26 9.4	56 20.3	48 17.4	63 22.8	27 9.8	33 12.0	23 8.3
	ふたり親(三世代)	24 100.0	7 29.2	2 8.3	5 20.8	5 20.8	2 8.3	1 4.2	2 8.3
	ひとり親(二世代)	91 100.0	4 4.4	33 36.3	37 40.7	9 9.9	3 3.3	3 3.3	2 2.2
	ひとり親(三世代)	12 100.0	2 16.7	0 0.0	4 33.3	3 25.0	1 8.3	0 0.0	2 16.7

5. まとめ

（１）世田谷区における子育て世帯の生活困難度

世田谷区にて生活困難を抱える高校生世代の割合は、判別不可を除いて 15.4%である。世田谷区においても、困窮層、周辺層を合わせる 1 割半ばを超える子どもが生活困難層に該当する（**図表 3-2-1、図表 3-2-2、図表 3-2-4**）。世帯タイプ別に見ると、ひとり親（二世帯）世帯、ひとり親（三世帯）世帯の生活困難度が高い（**図表 3-2-5、図表 3-2-6**）。一方で、「生活困難層」と判断される子どもの世帯タイプを見ると、困窮層では 5 割、周辺層では 7 割弱の子どもはひとり親世帯に属する（**図表 3-2-7、図表 3-2-8**）。すなわち、世田谷区において、生活困難層を対象とする施策を行う時には、ひとり親世帯のみを対象としたものでは過半数の生活困難層の子どもには届かない。

学校のタイプ別では、困窮層であっても私立学校に通う率が 49.1%であり、約 2 人に 1 人存在することも重要である（**図表 3-2-13、図表 3-2-14**）。このことは、厳しい家計をさらに圧迫する理由になっていると考えられる。また、5 つの地域（世田谷、北沢、玉川、砧、烏山）別の生活困難度の分布の差は統計的には有意となっていない（**図表 3-2-17、図表 3-2-18**）。

（２）食料・衣類が買えなかった経験・公共料金等が払えなかった経験

食料が買えなかった経験、衣類が買えなかった経験、公共料金等が払えなかった経験などの生活困難の実態については、これらの経験を持つ世帯は少ない。しかしながら、生活困難度別、世帯タイプ別に集計すると、困窮層・周辺層において生活が困窮していることが伺える。具体的には、困窮層の 38.2%、ひとり親（二世帯）世帯の 8.8%が過去 1 年間に家族が必要な食料が買えなかった経験（「よくあった」「ときどきあった」）がある（**図表 3-3-1、図表 3-3-2、図表 3-3-3、図表 3-3-4**）。また、困窮層の 50.9%、ひとり親（二世帯）世帯の 9.3%が過去 1 年間に家族が必要な衣類を買えなかった経験（「よくあった」「ときどきあった」）がある（**図表 3-3-5、図表 3-3-6、図表 3-3-7、図表 3-3-8**）。また、困窮層では、約 2 ～ 4 割の世帯にて、過去 1 年間に電話、電気、ガス、水道、家賃、その他債務の支払いが経済的な理由でできなかった経験がある（**図表 3-3-9、図表 3-3-11**）。

（３）家計の状況・住居の状況

家計の状況について、15.9%が赤字であった。特に、赤字である割合が困窮層では 65.4%にものぼっている（**図表 3-3-16、図表 3-3-18**）。また、困窮層においては「持ち家」の割合が低く、「民間の賃貸住宅」が、困窮層において約半数を占めている（**図表 3-4-1、図表 3-4-3、図表 3-4-4**）。また、20 万円以上の家賃を支払う世帯が、周辺層においても 1 割程度存在している（**図表 3-4-9、図表 3-4-11**）。このことから、生活困難層の家計が家賃によって圧迫されている可能性が示唆される。